

茨城県特別養護老人ホーム入所指針策定委員会

茨城県特別養護老人ホーム入所指針

1 目的

特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所指針を明示することにより、入所希望者の施設サービスを受ける必要性、緊急性を勘案した入所決定を円滑に実施できるようにするとともに、入所決定過程において透明性、公平性を確保する。

2 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1～5と認定された者で居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3 入所申込の受付

①申込みの受付方法

原則として施設のケアマネジャー等が入所希望者及び家族を面接したうえ、申込みを受け付けることとする。

また、必要に応じて市町村の担当課や居宅介護支援事業者のケアマネジャーからも状況を聴取するものとする。

【入所申込時の提出書類】

- ・ 入所申込書
- ・ 被保険者証の写し
- ・ 直近3ヶ月分の「介護保険サービス利用票及び別表」の写し
- ・ その他、施設が提出を求める書類

②受付簿の管理

入所申込みを受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。入所や辞退等の事由が生じた場合には、変更内容を記載する。

③施設側の説明

施設のケアマネジャー等は、入所希望者及び家族等に対して入所決定方法等の内容を説明し、入所申込書の「説明確認欄」に署名を受けることとする。

また、入所申込者に、申込時の状況に変化があったとき（要介護度が変わった等）には、本人、家族または担当ケアマネジャーより状況変化について報告するよう説明することとする。

4 入所検討委員会

施設は、入所に関する検討のための入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設け、入所者の決定は、その合議によるものとする。

①委員構成

委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、ケアマネジャー等で構成する。

また、委員会には、第三者委員として施設所在地市町村の担当課職員を加えることとし、あわせて、当該社会福祉法人の評議員、苦情解決に関する外部委員等を加えることが望ましい。

②開催

委員会は、施設長が招集し、原則として月に1回以上開催するものとする。

②長期入院で退所後の再受入

入所者が3カ月以上の入院後、再度入所を希望し、居宅における介護が引き続き困難であると認められる場合

③緊急性が認められる場合

入所希望者や介護者の心身の状態が急変（介護放棄、虐待等を含む）するなど、直ちに施設入所を必要とすると判断された場合

9 入所辞退の取扱いについて

入所希望者の都合により入所辞退があった場合には、辞退理由及びそのときの状況に応じて各施設が再び優先度の判断を行い、入所順位の繰り下げ等の取扱いを決定できることとする。

10 入所希望者名簿の更新

入所希望者名簿掲載者については、申込（状況変化の報告があった場合はその報告）より半年毎に電話等による実態把握確認を行い委員会において定期的に更新する。

11 市町村の担当課職員及びケアマネジャーへの情報提供依頼について

施設のケアマネジャー等は、入所希望者状況をより詳細に把握することができるよう市町村の担当課職員及び担当ケアマネジャーに情報提供を依頼することができる。

12 適正運用

施設は、この指針に基づき、施設の特性等を考慮したうえで入所評価基準を定め、それに則った適正な入所決定を行うこととする。

また、県及び市町村は指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言・指導を行うものとする。

13 附則

- (1) 本指針は平成15年1月16日から施行する。
- (2) 入所指針に基づく、各施設における入所評価基準による入所決定の運用は、平成15年4月1日から開始する。
- (3) 本指針は、茨城県特別養護老人ホーム入所指針策定委員会において必要に応じ見直しを行うこととする。
- (4) 本指針は平成16年4月1日から施行する。

参 考

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」
（平成11年厚生省令第39号 平成14年8月7日一部改正）
- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
（平成12年3月17日老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知 平成14年8月7日一部改正）
- ・「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」
（平成14年8月7日老計発第0807004号 厚生労働省老健局計画課長通知）

(別表)

入所評価基準 (総点数200点)

1 要介護度

要 介 護 度				
1	2	3	4	5
20点	35点	50点	60点	70点

2 介護者の状況

(1) 希望者単身世帯	
1-① 身寄りがなく介護者がいない	65点
1-② 定期的(週3日程度)な介護可能者が希望者の居住地と同一市町村及び隣接市町村外に住んでいる	50点
1-③ 定期的(週3日程度)な介護可能者が希望者の居住地と同一市町村及び隣接市町村内に住んでいる	40点
(2) 希望者と配偶者及び高齢者(65歳以上)のみ世帯(※1)	
2-① 主介護者が病院等に長期入院中などの状況にあり、事実上介護が不可能	60点
2-② 主介護者が、要介護状態、病気療養中、障害を有するなどの状況にあり、十分な介護が困難	50点
2-③ 主介護者が、要支援状態、高齢等の状況にあり、十分な介護が困難	40点
(3) 子世帯及び親族等と同居	
主介護者が、複数の介護や育児、または就業しているために十分な介護が困難	40点

※ 希望者が特養以外の施設、病院に入所(入院)している場合には、入所(入院)前の介護者の状況で評価する。
上記区分に直接該当しない場合でも、施設の判断で類似の項目に当てはめること。

※1 (2)の2-①または2-②の世帯条件で世帯外に介護可能者がいる場合には、(1)の1-②または1-③の点数とする。

3 在宅サービス利用率(※2)

①支給限度基準額と実際のサービス利用額の単位の割合が8割以上	25点
② 6割以上8割未満	20点
③ 4割以上6割未満	15点
④ 2割以上4割未満	10点
⑤在宅生活が困難なため、特養以外の施設(老健、介護療養型医療施設、病院等)に入所(入院)している	20点

※2 直近3ヶ月の在宅サービス利用率とする。
なお、特養以外の施設に入所等していた者で、退所後、3ヶ月経過していない者においては、入所前の直近3ヶ月か、それによりがたい場合には、退所後2ヶ月または退所後1ヶ月の利用率とする。

在宅サービス利用率の算定対象となるサービス

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護
- ④訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護
- ⑥通所リハビリテーション
- ⑦短期入所生活介護
- ⑧短期入所療養介護
- ⑨福祉用具貸与

4 近住性

①施設整備に係る意見書交付市町村と入所希望者または家族の居住地が同一市町村内である。	40点
②施設所在地と入所希望者または家族の居住地が同一老人保健福祉圏域内又は県内の隣接市町村である。	30点
③入所希望者または家族の居住地が茨城県内である。	20点